

主管部長(課) 福祉部長(高齢者支援課)  
 関係部長(課) 地域振興部長(経済課)、区民部長  
 (区民課)、生活支援部長(医療保  
 険課、保護第一課、保護第二課)、  
 健康部長(保健予防課)、福祉部長  
 (福祉課、障害者支援課、塩浜福  
 祉園)

## 施策 27 自立と社会参加の促進

### 1 施策が目指す江東区の姿

高齢者や障害者をはじめとした区民が安心して生活できる仕組みを通じて自立した生活と社会参加が進んでいます。

### 2 施策を実現するための取り組み

①権利擁護の推進	権利擁護センターを拠点として、福祉サービスの利用援助や金銭管理援助を行うとともに、成年後見制度に関する相談や利用を支援します。
②障害者の社会参加の推進	手話通訳者の派遣や移動の支援、生活訓練など各種自立支援策の推進を行うとともに、ハローワークや企業との連携を強化し、就労機会の確保に努めます。
③健康で文化的な生活の保障	相談支援体制の充実を進めるとともに、経済的な援助等を必要とする区民の自立を支援します。

### 3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度の利用を促進するための普及・啓発、相談業務や認知症高齢者・知的障害者等の自立支援事業を実施し、判断能力の低下によって自らの財産管理や日常生活を営むことが困難になった場合の相談窓口として、平成19年7月に江東区権利擁護センター「あんしん江東」を設立し、体制整備を行ってきた。23年4月からは同センターでの法人後見や法人後見監督の導入を図った。</li> <li>・障害者自立支援法が改正され、障害者総合支援法が平成25年4月から施行された。制度の谷間のない支援の提供等を内容としており、対象が難病患者等にも拡大された。</li> <li>・区内人口の増加に伴って障害者の数も増えている。</li> <li>・23年6月に障害者虐待防止法が制定され、24年10月の施行に合わせ、江東区障害者虐待防止センターを設置した。</li> <li>・雇用情勢が依然として厳しい状況の中、ハローワークを通じて障害者の就職件数は伸びている。</li> <li>・居宅生活を送っている生活保護受給者のうち、精神障害を持つ者、配偶者暴力、薬物依存等の問題をかかえる者への支援として生活自立支援事業を実施している。</li> <li>・東日本大震災の影響で内職仕事の求人は一時的に少なくなったが、おおむね震災前の状況に戻っている。しかし、業種・求人数とも依然として少ない状況にある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者人口や認知症高齢者の増加に伴い、判断能力の不十分な高齢者等が増加するため、高齢者等の権利を擁護し、福祉サービスの利用をサポートする支援体制の充実が必要になってくる。また、権利擁護センターを基軸とした関連機関との連携、総合的、一体的な支援を実施するための同センターの機能強化とともに、後見人の質や人材の確保を図るため、後見人の支援、社会貢献型後見人候補者の育成が求められる。</li> <li>・「障害者総合支援法」に対応した事業や組織が求められる。</li> <li>・障害者虐待防止法に基づく各関係機関とのネットワーク構築など、区の体制の充実を図る必要がある。</li> <li>・区内人口の増加に伴い、さらに障害者の数も増える。</li> <li>・被保護世帯の増加傾向に伴い精神疾患等による問題をかかえた被保護世帯も増加するため、生活自立支援事業による支援の継続が必要となる。</li> <li>・内職仕事は、業種・求人数ともに大きな変化はないが、在宅でできる簡単な内職仕事の要望もあり、引き続き事業所への継続した求職が求められる。</li> </ul>

### 3-2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・判断能力の不十分な高齢者等の福祉サービスの利用や金銭管理、書類等の預かりなどの支援を通じて利用者が安心して自立した生活が送れるよう日常生活自立支援事業及び福祉サービスの総合相談を実施している。また弁護士・司法書士による福祉サービスの利用、権利擁護、成年後見制度、遺言、相続などの専門相談を実施しているが、区民ニーズは、複雑化、多様化しており、虐待相談についても増加してきている。</li> <li>・障害者とその家族が地域で安心して暮らしていけるように、日中活動、就労支援、社会参加支援等の充実が求められている。</li> <li>・様々な問題をかかえる世帯が増加することにより、周囲の生活環境にも影響を与える例が増加してきているため、福祉事務所の対応の強化を望む声が高まっている。</li> <li>・高齢者などに対し金銭管理援助などを求める声が区民のみならず、現場の生活保護ケースワーカー・介護支援員などからもあがっている。</li> <li>・内職の仕事量は少ない状態で推移しているが、比較的安易にできる内職の要望は依然としてある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者等の財産管理や権利擁護に関わる相談が増加傾向にあり、法律などの専門的支援や各種情報提供の充実が必要となる。またトラブル防止のための施策の充実とともに、虐待態様の変化、高齢者等をターゲットにした消費者被害など多様化する区民ニーズに応えるための支援体制の強化が求められる。</li> <li>・障害者本人とその家族の高齢化の進展や、特別支援学校卒業生の増加により、障害者の特性に応じた多様かつ高度な社会参加の支援策や様々な形態の就労支援策の展開などが求められる。</li> <li>・福祉事務所では様々な問題をかかえる被保護世帯に対して、生活自立支援員などの専門知識と経験を持つ職員が対応することで、問題解決と周囲の生活環境の安定化を継続して図っていく必要がある。</li> </ul>

### 3-3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
96 権利擁護センター、成年後見制度を知っている区民の割合	%	18.5	23.1	22.7	23.4			35	高齢者支援課
97 区の就労・生活支援センター等を通じて就職した障害者数（累計）	人	122 (20年度)	169	213	256			300	障害者支援課
98 生活保護から自立した世帯数	世帯	87 (21年)	110 (22年)	107 (23年)	141 (24年)			—	保護第一課

### 5 施策コストの状況

	24年度予算	24年度決算	25年度予算	26年度予算
トータルコスト	94,685,545千円	91,368,870千円	97,514,734千円	100,234,827千円
事業費	92,627,614千円	89,456,524千円	95,330,564千円	98,023,059千円
人件費	2,057,931千円	1,912,346千円	2,184,170千円	2,211,768千円

※本施策の施策コストは、一般会計、国民健康保険会計、老人保健会計及び後期高齢者医療会計の合計額である。

### 6 一次評価《主管部長による評価》

#### (1) 施策における現状と課題

- ◆高齢化が進展する中、身寄りがなく認知症等により判断能力の十分でない高齢者が急増している。また、福祉サービスの総合相談件数が軒並み上昇し、日常生活自立支援事業の需要が増加している。高齢者等が地域で安心して暮らせるための相談支援体制が求められる。
- ◆障害者の自立と社会参加を推進するため、在宅支援サービスを中心とした事業展開と就労支援を進めてきた。合わせて、障害者の特性に応じた障害者福祉サービスの提供や就労相談等の支援体制の充実も課題である。
- ◆生活自立支援事業は、現在保護第一課と保護第二課で生活自立支援員4名体制で業務委託として事業を行っており、対象者の地域生活安定化が図られている。対象人数は平成24年度で両課あわせて103人である。今後被保護世帯の増加が続くと予想されるため、事業継続の必要がある。

#### (2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

- ◆判断能力が十分でない高齢者等が、住みなれた地域で安心して暮らせるよう支援するとともに、高齢者虐待の早期発見や関係者支援のための相談体制の強化などに取り組み、高齢者等の権利擁護を推進する。また成年後見制度の活用を含めた権利擁護の推進や、専門相談及び福祉サービス利用に関する総合的な支援体制の充実を図る。
- ◆平成24年度からの新たな障害者計画・障害福祉計画に基づき施策を推進するとともに、平成25年4月に施行された「障害者総合支援法」の体制充実を進めていく。
- ◆就労支援について、新たな事業である「就労意欲喚起事業」をすすめ、就労による自立を促すとともに、ハローワークと連携し一体となった就労支援に取り組む。

### 7 外部評価委員会による評価

#### 平成24年度外部評価実施済施策

### 8 二次評価《区の最終評価》

※ 外部評価結果を反映した評価について太字で表記してあります。

- ・権利擁護の推進に関しては、高齢者や障害者のニーズを的確に把握した上で、関係機関等と連携しつつ、制度の利用しやすさへの配慮など、総合的な支援体制の一層の充実を図る。また、制度の利用を促進するために必要とする区民への周知を図る。
- ・障害者の社会参加促進及び就労機会確保のための取り組みを積極的に推進する。
- ・国の制度改正の動向を踏まえ、必要な体制整備を図るとともに、効率的な事業執行に努める。
- ・自立生活に向けた経済的支援について、効果の検証に引き続き努め、必要に応じて既存事業の整理・見直しを検討する。

# 施策 28 計画的なまちづくりの推進

主管部長(課) 都市整備部長(都市計画課)  
 関係部長(課) 都市整備部長(まちづくり推進課)  
 土木部長(管理課、施設保全課)

## 1 施策が目指す江東区の姿

緑やオープンスペース、都市施設などが適切に配置され、安全性、快適性、利便性を備えた暮らしやすいまちが実現しています。また、産業環境と住環境とのバランスの取れた調和のあるまちになっています。さらに、地域特性を活かした美しいまち並みが形成されています。

## 2 施策を実現するための取り組み

①計画的な土地利用の誘導	区を取り巻く社会経済情勢や土地利用の変化に的確に対応するため、都市の将来像を定めた都市計画マスタープランに基づく施策を構築します。これを基に、都市としての健全な発展を促すため、用途地域等の見直しをはじめ、地区の課題や特性を踏まえた地区計画の策定など、都市計画手法の活用を推進・誘導することにより、将来像の実現を目指します。
②区民とともに行うまちづくり	区民等が主体となって提案するまちづくりに関する調整や、土地利用転換時に必要な公共公益施設の整備を関係者とともに行うなど、地域と協働のまちづくりを進めます。また、地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるため、区民・事業者・地権者等による主体的活動(エリアマネジメント)に対して支援を行います。
③魅力ある良好な景観形成	景観計画に基づいて魅力ある景観の形成を促進するため、水辺や緑、歴史的資源などを活用して、調和のあるまち並みの創出を誘導します。

## 3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・23区で3番目の景観行政団体となる(H20年)</li> <li>・江東区景観計画策定(H21年)</li> <li>・既存不適格屋外広告物撤去等支援事業を区内2箇所を実施(H22年)</li> <li>・南部地域を中心とした大規模開発による超高層住宅の建設等による人口増</li> <li>・地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるため、住民・事業主・地権者等による主体的な取り組み(エリアマネジメント)の必要性が高まっている。</li> <li>・江東区都市計画マスタープラン(改定版)策定(H23年)</li> <li>・豊洲グリーン・エコアイランド構想策定(H23年)</li> <li>・「地域主権改革」による都市計画決定権限の移譲(H23年)</li> <li>・コミュニティサイクルの実証実験開始(H24年)</li> <li>・亀戸景観重点地区及び深川門前仲町景観重点地区の指定(H25年)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住工混在の土地利用地域が多い中で、無秩序な開発が進むと、まち並みの調和や公共施設等の配置などのバランスが崩れるとともに、地域コミュニティの形成に支障が生じる。</li> </ul>

## 3-2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・居住地域内に公共施設を初め、医療施設や生活利便施設など必要な施設の整備を求める声が多くなっている。</li> <li>・土地利用の変化や個別のマンション等の建築計画に伴い、居住地域における良好な住環境を求める都市計画の変更等の要望が多くなっている。</li> <li>・寺社等の歴史的な景観から臨海部を中心とした現代的な景観も含めて、都市景観への関心が増大している。</li> <li>・環境への関心が高まり、身近な緑へのニーズが増大している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・臨海部開発の進展に伴い、他地域からのアクセス向上のため、地下鉄8号線をはじめとする南北交通等、公共交通機関の整備・充実を求める声が多くなる。</li> <li>・まちの良さの実感やまちへの愛着が薄れる。</li> </ul>

## 3-3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

・建築基準法における建築確認・検査について、延べ床10,000㎡を超える建築物は、東京都の権限であり、区の権限は10,000㎡以下に限定されている。

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
99	地区計画策定面積	ha	764.4 (20年度)	764.4	764.4	764.4			788.5	都市計 画課
100	まちづくりに取り組む区民・事業者・地権者等による民間組織数	団体	—	—	—	1			5	まちづく り推進課
101	江東区のまち並みが美しいと思う区民の割合	%	40.3	47.0	44.3	50.1			50	都市計 画課
102	景観計画届出敷地面積	ha	982.1 (20年度)	1,071.1	1,136.0	1,264.5			1,222	都市計 画課

5 施策コストの状況				
	24年度予算	24年度決算	25年度予算	26年度予算
トータルコスト	228,624千円	211,420千円	202,862千円	217,262千円
事業費	56,249千円	51,269千円	29,230千円	35,258千円
人件費	172,375千円	160,151千円	173,632千円	182,004千円

6 一次評価《主管部長による評価》
(1) 施策における現状と課題
<p>◆平成22年度末に都市計画マスタープラン(改定版)を策定し、概ね20年後を目標とする将来都市像と、まちづくりへの課題の取組み方針を「江東区全体」と「地区別」に分けて示した。今後とも、まちづくりの将来像の実現に向け、区民、事業者、他の行政機関に対して、基本方針に沿ったまちづくりへの協力を求めていく。◆本区は準工業地域が50%を占め、その特性である住工混在の土地利用が多い中で、地権者が望むまちの姿が多種多様であり、個々の地域の目標が定めにくい。◆都市計画マスタープラン策定後の計画的なまちづくりへの誘導や住民のまちづくりへの参画、意識醸成が課題となっている。◆従前の深川万年橋景観重点地区に加え、平成25年4月より新たに亀戸景観重点地区及び深川門前仲町景観重点地区を指定した。今後、地域住民が自主的に景観づくりの担い手となるためのフレーム構築や区民・事業者が良好な景観の形成・保全・継承を推進するためのより効果的な意識啓発が課題となる。◆豊洲地区においては、環境先端拠点の形成を目指すため「豊洲グリーン・エコアイランド構想」を策定した。平成24年度より構想の実現に向けた取組としてコミュニティサイクルの実証実験を開始した。また、環境まちづくり協議会を設立した。</p>
(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向
<p>◆土地利用の実態や開発動向等を的確に把握し、都市計画マスタープランに示されたあるべき将来像や各地域の土地利用方針等の実現に向けて、民間等の土地利用を誘導する。◆地域の特性に応じた都市計画手法の活用を検討し、より効果的なまちづくりができる環境を整える。◆都市計画マスタープランに沿ったまちづくりの実現のため、計画の進行管理の仕組みを構築し、適切なまちづくりの誘導に努める。◆道路・公園・オープンスペース等の必要な公共的空間の整備を関係者と推進する。◆住民主体のまちづくりを推進するため、地域住民等による主体的な公共的空間の管理や地域の活性化に向けた取組みを行う新たな民間組織を把握し、都市計画提案制度の活用などについて支援を行う。◆景観重点地区を中心とした景観形成・保全・継承への地域住民の参画・活動についての支援体制の構築とともに、区からの積極的な情報発信や、住民参加型のワークショップの活用・こどもを対象とした景観イベントの開催等による景観教育の普及を図る。◆豊洲地区において、豊洲グリーン・エコアイランド構想の実現に向けた区民・事業者・地権者等による主体的活動を支援するために、環境まちづくり協議会を運営していく。</p>

## 7 外部評価委員会による評価

平成24年度外部評価実施済施策

## 8 二次評価<<区の最終評価>>

※ 外部評価結果を反映した評価について太字で表記してあります。

- ・土地利用の実態や開発動向等を的確に把握し、都市計画マスタープラン実現に向けて、民間等の土地利用を誘導する。
- ・都市計画マスタープランの着実な実施のため、その進行管理の仕組みを明確にするための検討を行う。
- ・都市計画提案制度の活用や民間組織による景観、緑地等の維持管理手法の拡大など、地域住民等が主体となったまちづくりを推進する。
- ・景観重点地区について、事業の効果を周辺に面的に広げる方策について検討する。
- ・臨海部の新たなまちづくりにあたっては、区民・事業者とともに環境・防災という視点に立脚した取り組みを推進する。

1 施策が目指す江東区の姿

多様な生活様式に応じて住み続けられる、快適で安心な住まいづくりが広がっており、地域と調和の取れた住環境が実現されています。

2 施策を実現するための取り組み

①多様なニーズに対応した住まいづくり	高齢者・障害者・子育て世帯などの多様なニーズに対応した住まいの供給を推進するため、大規模開発における誘導や既存物件のコンバージョン、民間賃貸住宅への入居支援等を実施します。
②良質な既存住宅への支援・誘導	区の居住形態の大きなウェイトを占めるマンションをはじめとした、さまざまな既存住宅の良好な維持管理や再生を促進するため、相談事業や啓発を実施するとともに、ユニバーサルデザインの視点に立った計画的な修繕やリフォームを誘導します。
③良好な住環境の推進	積極的な緑化整備や歩道状空地の確保など、より良い住環境を促進します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年、国は住生活基本法を施行、都は住宅基本条例の全面改正を行った。住宅施策は、豊かな「住生活」の確保のため、量から質へ、住宅から住生活へ等と転換してきた。URや都営住宅も、既存住宅の維持保全や改善・建替えを主要課題とし、新たな住宅の建設供給は行わないことを基本方針としている。</li> <li>昭和40年代来の民間マンションの老朽化対策のため、所有者の自主的管理の促進を図る「マンション管理適正化法」などの法整備が進められている。</li> <li>国は、平成19年「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」を施行。民間賃貸住宅への入居支援を打ち出している。</li> <li>平成20年受入困難地区指定廃止。指導要綱を条例化し、指導基準を強化。このうち、建設計画の事前届出については、公共公益施設の収容対策の重要性を鑑み、24年度以降も継続している。</li> <li>平成10年1月「江東区みんなでまちをきれいにする条例」施行</li> <li>平成21年7月「江東区歩行喫煙等の防止に関する条例」施行</li> <li>平成22年3月「江東区住宅マスタープラン」策定(改定)</li> <li>平成23年10月「高齢者の居住の安定確保に関する法律」改正</li> <li>地域主権改革一括法公布に伴う公営住宅法改正により、入居収入基準等の要件を、自治体が地域の実情に応じて条例で定めることが可能となる。平成25年4月に「江東区営住宅条例」「江東区営高齢者住宅条例」等を改正施行。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存公的住宅の耐震化、バリアフリー化などが求められるなか、東京都は都営住宅の耐震化率を、平成27年度までに90%以上、平成32年度に100%とする新たな目標を設定。</li> <li>区内には築30年を越すマンションが約220棟、旧耐震基準のマンションが約450棟あるが、計画修繕を実施していない・予定のないマンションが分譲で25%、賃貸では48%となっている(平成20年マンション実態調査)。</li> <li>集合住宅において、適正な維持管理や、定期的な計画修繕を怠ったり、耐震性の劣った住宅に適切な処置が講じられないこととなれば、安全面や保安上の危険性及び衛生面に於いて都市全体の居住環境に悪影響を及ぼすことになる。</li> <li>マンション建設に対する行政指導が引き続き求められる。</li> <li>介護、医療と連携して高齢者の生活を支援するサービス付きの住宅が民間事業者により整備される。</li> </ul>

3-2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者の増加に伴い、エレベーターのない共同住宅や段差等バリアのある戸建て住宅での生活が難しく、また家賃負担軽減のため転居を希望する高齢者が増えているため、高齢小規模世帯に相応しい住宅が求められている。このような状況の中で、高齢者等の住宅確保要配慮者(住宅困窮者)と民間賃貸住宅ストックの需給不一致による供給不足が生じている。</li> <li>業務ビルの増加等により駅周辺などにおけるポイ捨てが増加する一方、道路等の公的住環境を地域において自主的に清掃する習慣が相対的に劣化している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>居住者の高齢化に伴い、バリアフリー化されていない自宅に住み続けることができなくなったり、ライフスタイルに合わない住宅で住みづらさを感じる居住者が発生する。また、高齢者層の住宅困窮者が増加し、公的支援を含めた幅広い居住支援の要請が高まる。</li> <li>民間マンションの老朽化が進行する。</li> <li>歩きたばこ、吸い殻やごみのポイ捨てが増え、まちが汚くなると、「自分たちの手でまちをきれいにする」という意識が更に希薄化し、住環境の悪化を招く。</li> </ul>

### 3-3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
103 住宅に満足している区民の割合	%	66.0	66.2	64.5	68.4			70	住宅課
104 集合住宅において適切に定期的な改修を実施していると回答した管理組合等の割合	%	39.20 (20年度)	—	—	—			60	住宅課
105 住環境に満足している区民の割合	%	63.5	67.3	64.6	68.7			70	住宅課
106 歩道状空地の整備（延長・面積）	m・㎡	—	1,749.80m 7,001.17㎡	620.28m 4,713.38㎡	1,823.16m 6,420.69㎡			—	住宅課

### 5 施策コストの状況

	24年度予算	24年度決算	25年度予算	26年度予算
トータルコスト	510,537千円	577,710千円	543,171千円	533,856千円
事業費	332,922千円	412,339千円	377,075千円	351,015千円
人件費	177,615千円	165,371千円	166,096千円	182,841千円

### 6 一次評価《主管部長による評価》

#### (1) 施策における現状と課題

##### ◆住宅ストックの改善・改良

高齢者等の住宅困窮者に対する住宅施策の充実を図るため、江東区居住支援協議会を通じた住宅関連事業者との更なる連携が必要である。また民間賃貸住宅貸主の不安を軽減するため、既存の「見守り事業」等の活用促進を図る必要がある。

##### ◆民間マンション管理組合等への支援

民間マンション等の良好な維持管理や長寿命化と円滑・円満なる管理組合の運営が図られるよう、管理組合等に対する支援を着実に推進する必要がある。

##### ◆快適な住環境の推進

マンション条例やみどりの条例などに基づき、みどり豊かで快適なまちづくりを進めるため、事業者・区民を適切に誘導する必要がある。

#### (2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

##### ◆多様な居住ニーズに対応した住まいづくり

①居住支援協議会を含め、福祉部門や住宅関連事業者との連携を更に強化し、民間賃貸住宅における高齢者・障害者等の安心居住の確保に向けた仕組みづくりに取り組む。

②公的賃貸住宅の建替え等に際し、居住者や地域のニーズに応じた施設整備を求める。

##### ◆良質な既存住宅への支援・誘導

①住宅ストックの長寿命化への取り組みを支援・誘導する。

②既存住宅の適正な維持管理や建替えを視野に入れた計画策定を支援する。

##### ◆良好な住環境の推進

①マンション建設指導による緑化・公開空地・歩道状空地の整備などを通じて、良好な住環境づくりを推進する。

②区民一人ひとりが、江東区に愛着を持ち「自分たちの手でまちをきれいにする」という意識を醸成し、清潔で美しいまちづくりを推進する。

7 外部評価委員会による評価	
<b>施策の目標に対して、成果は上がっているか</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・満足度以外に客観的に目標達成状況を把握できる指標が歩道状空地の整備以外にないが、別途提供された事業の実績(アウトプット指標)によれば、マンション共用部分リフォーム支援事業やマンション計画修繕調査支援事業などは概ね堅調に実績があがっている。ただし、住宅修築資金融資あっせん事業のように実績が少ない、または減少している事業も見られる。</li> <li>・多様な生活様式に対応した住まいづくりへの取り組みとして、居住支援協議会による連携も含めた取り組みを行っているとのことであるが、施策実現に関する指標は、いずれも多様な生活様式への対応度合いを測る指標とはなっておらず、施策の成果が適切に測定されていない。施策を実現するための取り組みに対応した指標を選定する必要がある。同様に、安心なまちづくりの成果を評価するための指標も入れるべきである。</li> <li>・マンションの多い本区の特性を踏まえ、管理組合運営を啓発助成している。老朽化が進んでいるマンションが多くなっており、居住者も高齢化していることから、今後更なる啓発助成支援が必要である。</li> </ul>	
<b>区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅・住環境のニーズに対する区民ニーズは明確であり施策の方向性は適切と考えられる。ただし、具体的な事業のレベルでは、活用実績が少なく、または減少している事業もあり、こうした事業の改善や差し替えなどを機動的に行う必要がある。</li> </ul>	
<b>区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間主体による住宅・住環境の質の維持・向上促進策として、マンションの維持管理や修繕などを支援する事業が実施されており、活用実績も堅調に推移しているが、区内に存在する住宅全体から見ればまだ十分な規模とは言いがたい。</li> <li>・高齢住宅困窮者の支援に向けて、居住支援協議会を設置し、民間の住宅事業者、不動産仲介事業者などとの連携に取り組んでいる点は評価するが、高齢社会の進展を考え、今後一層ネットワークを強化することが望まれる。</li> </ul>	
<b>施策の総合評価(今後の方向性)</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・施策全体としては概ね適切な方向性で取組がなされていると評価されるが、高齢住宅困窮者の支援や戸建住宅のバリアフリー化、耐震性強化などにつながるリフォームの促進策については活発に活用されていないことから、順調とは言いがたい状況にある。このため施策の方向性は堅持しつつ、取組の具体的な内容や手法については常に改善に取り組むことが求められる。</li> <li>・施策としての必要性は高いと考えられる。具体的な目標に応じて適切な指標値を設定し、施策の効果がよく見えるようにしてほしい。</li> <li>・住環境の根源である、まち美化に対する区民の意識が希薄化している。区民一人一人が江東区に愛着を持ち、「自分たちの手でまちをきれいにする」という意識を向上させるためにも、斬新なアイデアによる取組みを期待する。</li> </ul>	
<b>その他(改善点等)</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間による大規模マンション開発によって、敷地周辺に歩道状空地を確保したとしても、「地域と調和のとれた住環境」が実現しているとは必ずしも言えないのではないかと。マンション建設の指導基準を強化しているということであるが、供給戸数について、一定程度コントロールする必要があるのではないかと。</li> </ul>	

8 二次評価<<区の最終評価>>	
※ 外部評価結果を反映した評価について太字で表記してあります。	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者等住宅困窮者対策として、住宅ストックの有効活用を図る観点から、福祉部との連携はもとより、江東区居住支援協議会を通じた公的・民間住宅団体との連携をより一層強化する。</li> <li>・既存住宅の適正な維持管理支援について、民間マンション管理組合等のニーズ把握を行い、より効果的な方策を検討する。</li> <li>・関係部署との連携を更に強化し、良好な住環境を推進する効果的な方策を検討する。</li> <li>・既存住宅の支援にあたっては、長期的視点に立った事業の構築に取り組むとともに、目的・効果を精査した上で既存事業の整理・見直しを検討する。</li> </ul>	

1 施策が目指す江東区の姿

年齢・性別・国籍の違いや、障害の有無等にかかわらず誰もが公平かつ快適に生活できるまちづくりが進められています。

2 施策を実現するための取り組み

<p>①ユニバーサルデザインに対する意識の啓発</p>	<p>区からユニバーサルデザインに関する情報提供をするとともに、支えを必要とする人々との交流やふれあいの場を通して区民にユニバーサルデザインの考え方の理解を深めます。また、小学校などで出前講座を実施し、手助けの行動につながる意識の定着を図ります。</p>
<p>②誰もが利用しやすい社会基盤整備への誘導・支援</p>	<p>民間の建築物等の建設・改築のときに、ユニバーサルデザインを基本とした福祉のまちづくり条例による助言・指導を的確に行うとともに、改修への支援を行います。また、整備後の施設へのNPOやボランティアによるユニバーサルデザインの検証を実施します。</p>

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<p>・急速な高齢化が進んでいる中、障害者・外国人・子育て世帯等、支えを必要とする区民が増加している。 ・どこでも、だれでも、自由に、使いやすくという「ユニバーサルデザイン」の考え方が様々な施策に広がってきた。 ・平成21年3月 東京都福祉のまちづくり条例改正[東京都] ・平成21年3月 東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル策定[東京都] ・条例による特定都市施設の新設、改修の際の整備基準への遵守義務により施設のユニバーサルデザイン化が進められている。</p>	<p>・民間の建築物や公共施設の整備に伴い、バリアフリー・ユニバーサルデザイン化が更に進む。 ・ハード面の整備が進んでも、その意味(ユニバーサルデザイン)を理解していない人が増える。</p>

3-2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<p>・区民への更なるユニバーサルデザインのまちづくり概念の浸透が求められている。 ・誰もが安全で安心して利用できる総合的または連続的なバリアフリー・ユニバーサルデザインの整備が求められている。</p>	<p>今後一層、誰もが使いやすく安心して安全な環境をつくるユニバーサルデザインの考え方に基づくまちづくりが求められるため、ハード・ソフト両面からの整備を進める必要がある。</p>

3-3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

東京都福祉のまちづくり条例の特定都市施設でない都市施設の適合証の交付は、東京都が行う。

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
107	この1年間で、障害者や高齢者の行動を手助けしたことがある区民の割合	%	42.6	42.2	47.1	45.3			60	まちづくり推進課
108	この1年間で、1人で出かけた際に障害物などで不便に感じた経験のある区民の割合	%	68.1	65.6	67.4	62.4			40	まちづくり推進課
109	福祉のまちづくり条例適合審査・指導件数	件	32 (20年度)	23	34	46			40	まちづくり推進課

5 施策コストの状況				
	24年度予算	24年度決算	25年度予算	26年度予算
トータルコスト	74,013千円	69,021千円	78,357千円	84,299千円
事業費	51,731千円	48,348千円	49,143千円	51,003千円
人件費	22,282千円	20,673千円	29,214千円	33,296千円

6 一次評価《主管部長による評価》	
(1) 施策における現状と課題	
<p>◆平成21年度に作成したユニバーサルデザインハンドブックを活用し区内小学校3校（計画）で出前講座を実施している。近年平均5校からの参加希望があるが、継続して参加している小学校もある反面、新規での参加校が停滞しているため、地区での意識浸透にばらつきが生じている。◆出前講座を実施するに当たり事前に官民協働によるワークショップを開催しているが講座内容が一定化しつつある。◆東京都福祉のまちづくり条例に基づき、新築または改修される公衆便所を「だれでもトイレ」として整備している。区内194箇所の公衆便所のうち90箇所整備、進捗率は約46%になり順調に整備が進んでいる。◆東京都福祉のまちづくり条例による届出件数は増加の傾向にあり累計で考えると建築物のユニバーサル化は進んでいる。</p>	
(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性	
<p>◆小学校の年間行事計画作成時期を睨み、教育委員会を通じて、早期募集によるユニバーサルデザイン出前講座への新規参加校の希望を促し、地区間の意識浸透の平均化を図る。◆これまでのワークショップの経験を活かし他の団体や中学校での出前講座開催を視野に入れ、講座内容の充実化を図る。◆江東区長期計画に基づき「だれでもトイレ」の整備を着実に進めていく。◆更なる広報による届出件数の増加、また整備基準にあった整備の促進誘導の充実や条例適合施設の増加を図る。</p>	

7 外部評価委員会による評価	
平成24年度外部評価実施済施策	

8 二次評価《区の最終評価》	
※ 外部評価結果を反映した評価について太字で表記してあります。	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくりにおけるユニバーサルデザインの意味とその必要性に関し、区民へのより効果的な啓発手法を検討する。</li> <li>・民間建築物にユニバーサルデザインを普及させるために効果的なPR方法を検討する。</li> <li>・取り組みの結果や実績等について、区民への積極的な情報提供を行う。</li> </ul>	

# 施策 31

# 便利で快適な道路・交通網の整備

主管部長(課) 土木部長(交通対策課)  
 関係部長(課) 地域振興部長(地域振興課)、  
 都市整備部長(都市計画課)、  
 土木部長(管理課、道路課、  
 施設保全課)

## 1 施策が目指す江東区の姿

利便性の向上とともに安全性・快適性の視点も取り入れられた交通体系が整備されています。

## 2 施策を実現するための取り組み

①安全で環境に配慮した道路の整備	橋梁の耐震化、既存住宅地区の無電柱化等を視野に入れた総合的見地からの計画的な橋梁の修繕・道路改修を実施します。さらに、生活道路網の充実を図るとともに、環境負荷低減のため、排水や騒音に配慮した道路整備や緑化を一層推進します。
②通行の安全性と快適性の確保	放置自転車の撤去や自転車駐車場、自転車道などの整備、道路の不正使用の是正を進めることにより、安全かつ快適な通行空間を確保します。また、交通安全教育を実施することにより、自転車利用者等のルール、マナーの継続的な普及・啓発を図っていきます。
③公共交通網の充実	南北交通の利便性を高めるために必要な、地下鉄8・11号線の延伸事業を実施するにあたって、豊洲一住吉間の早期事業化など、区が直面する課題について関係機関での協議を推進します。また、区内交通調査等を実施し、区民の移動実態やニーズを把握した上で、鉄道・バス網ほか新交通システムについても検討します。

## 3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> <li>急速に進む橋梁の老朽化と膨大な更新需要が発生</li> <li>江東区無電柱化重点路線制定(平成21年6月)</li> <li>都市計画道路「第三次事業化計画」の策定(平成16年3月)</li> <li>優先整備路線(平成27年までに着手する路線)               <ul style="list-style-type: none"> <li>①都施行 環状2号、放射32号、補助144号、補助315号</li> <li>②区施行 補助199号、補助115号</li> </ul> </li> <li>道路交通法の一部改正</li> <li>臨海部の昼夜人口の増加 ・ 南部地域の発展</li> <li>大規模集合住宅の建設による人口の増加 ・ 高齢化</li> <li>東日本大震災により新木場地区で道路の液状化被害が発生</li> <li>東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例制定(平成25年7月施行)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理橋梁のうち、現在建設後50年以上の橋梁は39%であるが、5年後には41%を占める</li> <li>歩行環境の悪化や交通渋滞の増加</li> <li>南部地域の発展に伴う駅周辺放置自転車の発生</li> <li>通勤通学者の増加による駅利用者の増加</li> <li>高齢者や障害者の移動範囲が限定される</li> <li>旧市街地と臨海部の融和が進まない</li> <li>経年に伴い、道路の安全性が確保されない</li> </ul>

## 3-2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> <li>未整備の都市計画道路の早期整備、生活道路網や地域間ネットワーク化の充実</li> <li>環境問題意識の高まりによる自転車利用者の増加</li> <li>城東地区の南北交通の充実</li> <li>旧市街地と臨海部を結ぶ交通手段の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>整備が進まなければ、計画の見直しの要望が多くなる</li> <li>商店街や大型店舗周辺的环境悪化</li> <li>旧市街地と臨海部の一体感が失われる</li> </ul>

## 3-3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
110	無電柱化道路延長（区道）	m	14,900 (20年度)	15,830	15,830	16,460			16,620	道路課
111	都市計画道路の整備率	%	87.0 (20年度)	87.0	87.3	87.3			—	都市 計画課
112	交通事故発生件数	件	1,785 (20年)	1,631	1,506	1,419			—	交通 対策課
113	駅周辺の放置自転車数	台	3,434 (20年度)	2,672	2,315	1,876			2,510	交通 対策課
114	区内自転車駐車場の駐車可能台数	台	19,740 (20年度)	20,103	20,187	20,379			21,240	交通 対策課
115	電車やバスで便利に移動できると思う 区民の割合	%	53.9	58.8	55.9	60.8			66	交通 対策課

5 施策コストの状況					
	24年度予算	24年度決算	25年度予算	26年度予算	
トータルコスト	5,455,796千円	4,860,831千円	6,365,517千円	7,274,214千円	
事業費	4,778,985千円	4,231,581千円	5,624,982千円	6,590,517千円	
人件費	676,811千円	629,250千円	740,535千円	683,697千円	

## 6 一次評価《主管部長による評価》

### (1) 施策における現状と課題

◆区内の橋梁・道路の老朽化により膨大な更新需要が見込まれるとともに、無電柱化や区施工の都市計画道路の早期整備が求められている。いずれの場合にも、バリアフリー化や耐震化、また遮熱舗装や緑化、ライフサイクルコスト縮減等、環境負荷低減を視野に入れた計画的実施が重要となってくる。◆平成24、25年度は公共土木施設災害復旧国庫負担金を活用した東日本大震災による液状化被害の本復旧工事を行うが、道路復旧にはさらに数箇年を要する。◆交通事故件数は年々減少傾向にあり、放置自転車数は平成23年度には目標を達成している。また、指標114についても目標に向けて数値が向上している。しかしながら、放置自転車や道路の不正使用、交通ルールやマナーを守らない自転車利用者が後を絶たないため、放置自転車の撤去、自転車駐車場の整備などのハード面とともに、自転車の適正利用の啓発やあらゆる世代への継続的な交通安全教育の実施などソフト面でも引き続き対策を強化していく。◆地下鉄8号線については、第一段階とされた豊洲一住吉間の整備を促進するため、平成24年度は学識経験者3名、及び関係機関の部長級等で構成する「東京8号線（豊洲～住吉間）事業化検討委員会」を開催し、技術的課題の検討を深めるとともに、江東区地下鉄8号線建設基金の積立てを継続し、累計15億円とした。早期事業化に向けては、引き続き事業主体間での調整や国・都等関係機関の理解と協力が不可欠である。その他バス網や新交通システムについても区民の移動実態やニーズを把握した上で、検討していく必要がある。

### (2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆老朽橋梁の増大に対し、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、ライフサイクルコストを縮減した修繕を行う。◆液状化の影響により被災した道路復旧には、国庫負担金を活用し、本格的な復旧工事を行う。◆無電柱化を推進し、災害に強い快適な歩行空間の確保を図る。◆老朽道路の改修時には、バリアフリー化を推進し、遮熱舗装や緑化の充実により環境対策を図っていく。◆成果指標111については、区施行の未整備の都市計画道路について、早期整備に努める。◆指標112については、交通管理者である警察署及び地域、学校等と連携し、交通安全啓発事業を強化するなど引き続き交通事故の減少を目指していく。◆指標113については、効果的・効率的な撤去体制により、引き続き放置自転車の減少を目指していく。◆指標114については、南部地域の開発等にあわせ、駅周辺の自転車駐車場の整備し、放置自転車が発生しないように努める。また、自転車駐車場の整備にあたっては、多様な整備運営手法を検討していく。◆指標115については、鉄道、バス等の交通事業者と粘り強く協議を重ね、利便性の向上を図っていく。特に地下鉄8号線（豊洲～住吉間）については、平成24年度東京8号線事業化検討委員会における調査結果を踏まえ、営業主体と想定される東京メトロを始め、関係機関と早期事業化に向け、調整を図っていく。

## 7 外部評価委員会による評価

### 施策の目標に対して、成果は上がっているか

- ・既に目標を超過している110、113を始め、いずれの指標も良好な水準を示しており、順調に成果があがっていると評価できる。
- ・マクロな視点から見れば交通網の整備は進んでいるが、整備された道路などが住民にとって使いやすいデザインとなっているか等、ミクロな視点から見た場合には、まだ整備改善の余地はある。

### 区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか

- ・全般としては区民の交通利便性、安全性、快適性のニーズに即した取組がなされていると評価される。
- ・無電柱化について、最大56kmが整備の対象となるとの説明があった。21年からの5年間の整備目標が1.72kmであったことを踏まえると、次期長期計画で整備可能な量も全体から見れば一部に留まることから、整備対象の優先順位について、理由の明確化を図り区民に周知することが必要と考えられる。
- ・近年、自転車利用者のマナーの悪さや深刻な被害を生じる事故の増加など、自転車の不適切な利用に対する区民の意識が高まっている。自転車の「走行」の利用環境や利用マナーに係る指標がないため、「ソフト面で引き続き対策を強化していく」とされている取組の実績・成果についても、何らかの形で区民に示していくことが望ましい。
- ・社会状況は、自動車をターゲットとした交通網の整備から、歩行者の安全性を確保しながら自転車利用の促進を図るというような方向に動いていると思われる。江東区でも、特に湾岸部などでは自転車レーンの設置などの取り組みを進めることができるのではないかと。
- ・今後は観光や災害復旧の観点から舟運がより見直される方向にあると思われるので、舟運についても交通網のなかに位置付けてほしい。

### 区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か

- ・地下鉄8・11号線の延伸を始め、区以外の主体の役割が大きい取組も多いが、連携や働きかけについては概ね適切に取り組まれていると評価される。
- ・自転車をはじめ交通の安全性や快適性の向上には区民の意識と行動の改善が不可欠であり、児童・生徒、高齢者は既に取り組まれているが、課題が多い半面啓発の働きかけが届きにくい高校生以上の若年層への対応の強化の検討が求められる。
- ・放置自転車対策についてはH25以降手数料を3,000円から4,000円にアップしているが、今後自転車駐車場の確保が困難な状況の中、見回り隊の増員、警察との更なる連携を期待する。

### 施策の総合評価(今後の方向性)

- ・取組は概ね適切であり成果も順調にあがっていると評価される。
- ・無電柱化について、必要なすべての路線の整備は超長期的な取組になると考えられることから、整備路線の優先順位について基準の明確化が必要と考えられる。
- ・近年社会的に意識の高まっている自転車の安全で適正な利用、特に走行について、環境整備や意識啓発について一層の取組強化と、その成果の確認が必要と考えられる。
- ・交通網の充実と維持管理費用の増大は、相反する関係にある。道路や橋梁が充実している江東区では、維持管理費用を如何に抑えていくかが今後の課題となるだろう。また、環境負荷の低減を視野に入れた交通計画の計画的実施が重要と思われる。
- ・区民は南北の公共交通の利便性改善に特に関心が高いと考えられる。この点について、地下鉄8・11号線(豊洲一住吉間)の延伸事業について引き続き注力することが求められる。

### その他(改善点等)

特になし

- ・各種施設の整備・改修について、長期計画に掲げた整備・改修計画の着実な実施を図るとともに、ライフサイクルコストを十分検討し、コストの縮減に取り組む。
- ・無電柱化事業については、整備対象と優先順位を明確にしたうえで整備を進める。
- ・引き続き地下鉄8号線延伸事業の早期実現に向けた取り組みを進めるとともに、区内の公共交通に関する区民の移動実態やニーズを把握し、利便性の向上に向けた関係機関との協議・連携を強化させる。
- ・通行の安全性確保のため、引き続き自転車利用者のマナー向上に取り組む。
- ・放置自転車対策事業について、コスト削減の観点から、効率的な事業運営方法を検討する。

# 施策 32 災害に強い都市の形成

主管部長(課) 都市整備部長(建築調整課)  
 関係部長(課) 総務部長(営繕課、防災課)、  
 土木部長(管理課、道路課、  
 河川公園課、施設保全課)

## 1 施策が目指す江東区の姿

地震や火災、洪水などの各種災害に強いまちが実現しています。

## 2 施策を実現するための取り組み

①耐震・不燃化の推進	平成27年度までに区立施設の耐震化100%を目指します。また、民間特定建築物及び個人住宅の耐震化を促進するとともに、助成事業の充実を図ります。さらに、細街路の拡幅等を行い、災害時における延焼の防止に努めます。
②水害対策の推進	高潮等による水害を防ぐ態勢を強化するため、堤防施設等の耐震改修や下水道幹線整備の早期実現を目指します。また、集中豪雨対策としての雨水貯留・浸透施設の整備を推進するとともに、荒川洪水被害を最小限にとどめるためのハザードマップの充実や、水門・排水場等の適切な維持管理に努めます。
③災害時における救援態勢の整備	防災倉庫の改修や新設を進めるとともに、物資の輸送ルートを確認するための橋梁の耐震化を早期に完了させます。

## 3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> <li>東日本大震災及び首都直下地震の被害想定の見直し等により、区民の耐震化に対する関心はかつてない高まりを見せている。</li> <li>細街路拡幅事業の申請件数は住宅等建築着工件数に左右され、整備延長の実績は一定していない。</li> <li>臨海部を中心に人口が急増している。</li> <li>地球温暖化等による局地的集中豪雨の増加対策のため、雨水流出抑制を進めるとともに、平成22年度に江東区洪水ハザードマップを作成した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年度を目標に推進している特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化及び、平成25年改正の耐震改修促進法による民間特定建築物の耐震診断義務化により耐震化促進が見込まれる。</li> <li>細街路拡幅整備は急速な整備延長の増加は見込めないため、特に木造住宅密集地区における不燃化促進が課題になる。</li> <li>臨海部の人口増に拍車がかかり、備蓄計画との地区バランスが崩れる。</li> <li>台風の大型化やヒートアイランド現象が原因と考えられる集中豪雨、及び土地の高度利用化で地下空間の利用が増えたことなどにより浸水被害が増加する。</li> </ul>

## 3-2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> <li>区民の耐震化に対する関心の高まりに伴い、木造戸建住宅簡易診断の申請件数や、分譲マンション等の耐震化アドバイザー利用数は増加しているが、耐震改修工事まで至るものは少数に留まっている。</li> <li>小中学校の耐震化率は平成21年度で100%を達成した。その他の区立施設についても耐震促進計画に基づいた着実な耐震化率の向上が望まれる。</li> <li>集中豪雨に対する地域での水防活動が求められる。</li> <li>区民の津波に対する不安が高まっている。</li> <li>東日本大震災以降、家庭での備蓄に対する意識が高まるとともに、区の備蓄物資に対する要求も強まっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間建築物(木造戸建・マンション等)の耐震助成制度の充実や、耐震改修済みの建物が増加することなどにより、区民の耐震化への関心が更に高まり、耐震改修の促進が見込まれる。</li> <li>防災上重要な区立施設は、平成27年度までに目標の耐震化率を達成し、公共施設の耐震化は順調に進捗する。</li> <li>時間50mm以上の集中豪雨があった場合は、下水管からあふれて浸水被害を起こす可能性があり、被害を軽減するために自助共助が必要である。</li> <li>備蓄物資の種類と量について、区民からの要求への対応が必要となる。</li> </ul>

## 3-3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
116	区立施設の耐震化率	%	78.3 (20年度)	90.4	95.2	96.7			96.1	営繕課
117	民間特定建築物耐震化率	%	75 (19年度)	—	—	82			88	建築 調整課
118	細街路拡幅整備延長	m	9,708.07 (20年度)	11,018.80	11,946.72	12,788.24			14,800	建築 調整課
119	浸水被害件数	件	0 (20年度)	8	6	0			0	河川公 園課
120	耐震対策が施されている橋梁の割合	%	61.6 (20年度)	81.2	88.1	91.6			98.8	道路課

5 施策コストの状況				
	24年度予算	24年度決算	25年度予算	26年度予算
トータルコスト	1,946,675千円	934,008千円	2,087,130千円	2,531,260千円
事業費	1,856,579千円	850,420千円	1,980,013千円	2,395,730千円
人件費	90,096千円	83,588千円	107,117千円	135,530千円

6 一次評価《主管部長による評価》
(1) 施策における現状と課題
<p>◆民間建築物の耐震化については、耐震診断の申請件数は順調な伸びを示しているが、耐震改修工事は、資金不足や分譲マンションの管理組合員の合意形成の難しさから申請が伸び悩んでいる。◆細街路拡幅整備の整備延長は順調に推移しており、耐震改修工事においても細街路拡幅整備をPRしている。◆臨海部を中心とした人口の急増によって地区バランスが大きく変動する中、東日本大震災により明らかになったニーズと東京都の新たな被害想定を考慮に入れ、実態に則した備蓄物資等の配備体制の構築が必要である。◆時間50mmを越える局所的な集中豪雨が多発する中、下水道整備については、江東幹線整備等の再構築事業が開始されたが、約500haと広い流域面積が完了して整備効果が現れるには時間がかかる。また、区と事業者、区民の協力による浸水対策として「江東区雨水流出抑制対策実施要綱」を定め指導を行っている。</p>
(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性
<p>◆新たな被害想定を踏まえ、耐震改修の重要性を啓発していく。◆特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を平成27年度までに目標達成させ、また、平成25年改正の耐震改修促進法による民間特定建築物の耐震診断義務化等により耐震化を促進させる。◆細街路拡幅整備事業と併せて木造住宅密集地区における不燃化促進の施策を検討する。◆人口増加による地区バランスの変動や新たな被害想定を考慮しながら、備蓄物資の種類と量を見直した防災倉庫の配備計画を進める。◆下水道整備事業を受託し、再構築事業を促進させる。</p>

## 7 外部評価委員会による評価

### 施策の目標に対して、成果は上がっているか

- ・指標値はいずれも順調に向上しており、取り組みの成果はあがっていると評価される。
- ・民間建築物耐震化に係る取り組み実績や指標117、118の整備対象総量の把握など、実態把握が多角的になされている点も説明責任という観点から高く評価される。
- ・民間建築物耐震化に係る取り組みは、実績の伸びは順調だが、膨大な整備対象総量に占める割合として十分ではなく、引き続き取り組みの充実が求められる。
- ・区報5/21号に掲載された、水害時に都営住宅の共用部分を使用可能とする、都との「緊急避難に関する覚書」締結は、都内初の締結ということであるが、安心安全への方向づけのひとつであり、江東区の危機管理意識の高さを示すものであると評価する。

### 区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか

- ・防災への区民の意識は依然として高く、区民ニーズや社会的要請に合致した取り組みであり、民間建築物耐震化に係る支援・促進型事業の実績の伸びにこのことが表われていると考えられる。
- ・これまで取り組んできた施策に加え、液状化対策、また地下構造物への洪水流入対策など、近年明らかとなった災害リスクについても、区民への公表を含めて、さらに積極的な対応を今後とも行っていくべきである。
- ・防災船着場については、日常的な利用の促進に取り組み始めており、地域特性が活かされ評価できる。更なるPR及び区民の積極的な利用促進に努めてほしい。
- ・江東区は約8割が集合住宅で構成されている特殊な区のため、町会、自治会、管理組合等の合意形成が難しいと思うが、「耐震改修の重要性」を啓発する努力に期待している。

### 区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か

- ・施策の目的を達成するためには大部分を占める民間が所有する土地、建物における取組が重要であるが、概ね適切な取組がなされ、その実績も順調に伸びている。ただし、膨大な整備対象に対し、直接的な取組の実績は十分とは言いがたい。
- ・河川護岸や堤防の管理は都の役割とのことであるが、点検や整備など、その安全性の確保への取り組みについては、積極的に区民に知ってもらえるように広報活動を行うことも大事であると考えます。

### 施策の総合評価(今後の方向性)

- ・先導的に整備すべき区立施設や橋梁などの整備は順調に推移しており、今後は民間建築や民間宅地のセットバックによる細街路の解消など、民間の取組の促進・支援が重要である。
- ・実績は順調に伸びているが、膨大な整備対象に対し十分とは言いがたいことから、直接的な取組の実績をより高める工夫はもちろん、直接的な取組の成果を先行事例として広く紹介し、民間の自主的取組を促す啓発事業としても高い効果を生み出すよう工夫するなど、効率的な取組を常に検討することが求められる。
- ・これまで取り組んできた施策に加え、近年明らかとなった災害リスクについても、積極的な対応を今後行っていくべきである。加えて、船着場の利用、内部河川の護岸沿い遊歩道の整備など、河川への関心を高めることが、ひいては災害に強い都市の形成の一助になると考える。

### その他(改善点等)

- ・「2. 施策を実現するための取り組み」において、「細街路の拡幅等を行い延焼の防止に努める」とあるが、細街路の拡幅は延焼防止が期待できるレベルの拡幅ではなく、緊急車両の通行を容易にするレベル(4m)までの拡幅ということであろう。それならば、そのような記述にすべきではないか。
- ・建築基準法が緩和され、一定程度の広さまで地下室が容積率に不算入となったが、江東区の地区特性に鑑みて、こういった緩和を条例で制限するなどの対策も必要であろう(横浜市の地下室マンション条例など)。

## 8 二次評価<<区の最終評価>>

※ 外部評価結果を反映した評価について太字で表記してあります。

- ・東日本大震災の影響による区民の安全に対する意識の高まりに応えるため、既存事業の着実な実施に加えて、近年明らかとなった災害リスク等に係る区民への的確な情報提供及び国・都との役割分担による各種災害への対応を進める。
- ・民間建築物耐震促進事業について、事業進捗に効果的な方策を検討する。
- ・近年多発している局所的な集中豪雨に関し、都と連携をしながら、雨水流出抑制対策の着実な実施を図る。
- ・木造住宅密集地区における不燃化促進について具体的な取り組みを推進する。

**1 施策が目指す江東区の姿**

区民の防災意識の向上と、地域における防災活動や災害時における救助救援体制等の確立により、地域防災力が強化されています。

**2 施策を実現するための取り組み**

①防災意識の醸成	「地区別防災マップ」「防災パンフレット」等の作成・配布、総合防災訓練の実施とその周知徹底を通じ、区民の防災に対する意識の高揚を図ります。
②災害時における地域救助・救護体制の整備	継続的な防災訓練等を通じて、区・防災関係機関・災害協力隊の連携を強化します。また、災害協力隊や自主防災訓練への区民参加を促進し、災害時の対応への習熟を図ります。特に臨海部など大規模集合住宅等に重点を置いた、新規災害協力隊の結成に向けた啓発活動の促進を図ります。
③災害時の避難所等における環境整備	ビルの高層化や臨海部開発に伴い、同報無線を効率的・計画的に整備するとともに、より質の高い無線システムの導入を図ります。また、新規避難所の指定に合わせ、防災無線や一斉情報配信システムの受信端末を増設します。加えて、高齢者、乳幼児等、災害時要援護者の幅広いニーズに応えられる質を考慮した食料や生活必需品、資機材の整備充実を図ります。

**3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)**

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年4月に東京都から新たに「首都直下地震等による東京の被害想定」が公表された。</li> <li>区南部地域を中心として、大型マンションの建設が増え、人口が急増している。</li> <li>町会・自治会活動者の高齢化が進んでいる。</li> <li>平成25年度、避難場所の改定が実施された。</li> <li>東日本大震災における甚大な被害発生を受けて、平成24年度中央防災会議において防災基本計画の修正が行われた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年度中に災害対策基本法が改正される。</li> <li>新しい集合住宅住民の町会・自治会への加入率の低下、町会・自治会活動者の高齢化により、災害協力隊が弱体化する。</li> <li>過去の災害から得た教訓や法改正等を踏まえて絶えず改善を図らなければ、災害が発生した場合における被害の最小化を図ることができない。</li> </ul>

**3-2 施策に関する区民要望・ニーズの変化**

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> <li>世界各地の大規模災害に加えて、首都直下地震や南海トラフ巨大地震の発生リスクも年々高まっているため、行政機関が講じる災害への備えや防災対策の強化を求める区民の要望が多くなっている。</li> <li>ゲリラ豪雨対策や都市機能の高度化に伴い必要性が生じた超高層ビルの防災対策や放射性物質対策など、新たな問題への対応が求められている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大地震発生リスクは更に高まり、区民の要望がより多岐に及ぶことが見込まれる。</li> <li>地域コミュニティが希薄化し、自助・共助の活動が損なわれる。</li> </ul>

**3-3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業**

災害対策基本法(第四十二条)において、市町村は国の防災基本計画に基づいて地域防災計画を作成し、毎年検討を加えることが定められているが、その場合に都道府県の地域防災計画に抵触してはならず、地域防災計画を作成し、又は修正するときは、速やかに都道府県知事に報告しなければならない。

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
121	家庭内で防災対策を実施している区民の割合	%	45.0	39.6	57.7	58.1			70	防災課
122	避難場所・避難所を理解している区民の割合	%	73.9	74.6	75.9	78.9			90	防災課
123	自主防災訓練の参加者数	人	28,012 (20年度)	24,829	32,207	33,213			29,000	防災課
124	災害情報の入手方法が充実していると思う区民の割合	%	32.2	32.3	27.7	32.7			55	防災課

5 施策コストの状況				
	24年度予算	24年度決算	25年度予算	26年度予算
トータルコスト	499,593千円	504,852千円	511,714千円	509,463千円
事業費	357,182千円	372,730千円	351,038千円	352,776千円
人件費	142,411千円	132,122千円	160,676千円	156,687千円

6 一次評価<<主管部長による評価>>
(1) 施策における現状と課題
<p>東日本大震災の発生以降、防災対策については、国の防災基本計画の修正をはじめ様々な被害想定やマニュアル等の見直しが進められ、平成24年度には東京都も首都直下地震（東京湾北部地震）の被害想定の見直しや東京都地域防災計画の大幅な修正を行った。これに合わせ、本区においても喫緊の課題であった江東区地域防災計画の修正、震災復興関連条例の策定、各種マニュアル類の策定や見直しを行ったところである。また、現在も国会では災害対策基本法の改訂手続きを進めており、自治体をはじめ、各種防災関係機関では、新たな計画下での体制整備を余儀なくされている。</p> <p>自主防災組織（災害協力隊）の母体となる町会や自治会活動が、高齢化により低下傾向にある中、東日本大震災での教訓から、自助・共助の果たす役割の重要性が改めてクローズアップされており、共助力の源である地域コミュニティの活性化が課題となっている。</p> <p>また、現在も東日本大震災の影響と思われる余震が頻発しており、その都度、区民の災害への関心は高まりを見せ、減災へ向けた行政の取組に対し絶えず改善が求められている。</p> <p>こうした現状を背景に、本区においては、災害に脆弱な地勢、土地利用状況の変化、人口の増加等の環境の変化も踏まえながら、防災対策の一層の充実を図っていかねばならない。</p>
(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性
<p>江東区地域防災計画（平成25年3月修正）に沿って、現行対策の充実を基本に、新たな被害想定で明らかになった防災上の課題解決や、東日本大震災での教訓を踏まえ、一層の防災・減災対策の充実を図る。</p> <p>その取組は多岐にわたるが、「地域防災力向上」を最重点課題に掲げ、主に、地域連携体制の構築や災害時要援護者対策、避難所運営、備蓄品の確保、災害時協定締結、啓発活動等を着実に進めていく。</p> <p>また、計画的な備蓄物資の供給を図るための防災倉庫や格納庫等の整備、災害情報伝達手段の整備・充実など、長期計画上の主要な計画にも位置付け、ソフト・ハード両面から様々な取組を積極的に推進していく。</p>

## 7 外部評価委員会による評価

### 施策の目標に対して、成果は上がっているか

・指標値について、目標値とはまだ差があるものもあるが、全般に順調に向上していると評価される。  
特に、指標値のうち唯一客観的指標であり、区民の実際の行動の変化を示す指標である指標123(自主防災訓練の参加者数)が既に目標値を超過する水準となっている点は、震災の影響により区民の意識が高まっていることが背景にあるものの、震災が発生した年だけで無く、翌年も向上している点も含め、区民の意識の高まりを着実に施策の成果に結び付けているものとして高く評価してよいと思われる。

・職員危機管理体制確立事業には大いに期待するが、部署ごとに年に一度でも職員の行動訓練をすべきである。いざというとき、区職員は区民の水先案内人となるので職員の力一つ一つが大切である。

### 区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか

・防災への区民の意識は依然として高く、区民ニーズや社会的要請に合致した取組であると評価される。

・平成23年度の評価以降、見直しを行った事業や新たな取組を行った事業も多岐にわたっており、区民ニーズの高まりを踏まえて取り組みの充実がなされているものと評価される。

・江東区の災害協力隊の中でも、独自の工夫をし、結集を強化している隊もあるので、紹介スポット記事を区報に掲載するなどにより区民への意識向上や啓発を行ってほしい。一部には活動していない隊もあるようなので、行政として活性化のためのリード策を考えてほしい。

### 区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か

・区民及び企業の取組の誘導・促進・支援が本施策の多くを占めるため、企業との協定等の連携や自治会における災害協力隊の組織化と取組促進など民の役割分担は適切に取り組まれていると評価できる。

・新住民の流入が活発な南部地域における自主防災への組織的な備えが課題と考えられるが、危機管理啓発事業の中で高層集合住宅に特化した対応策も実施されており、こうした取組の充実が期待される。

・被災後の生活再建には、法律家やまちづくりコンサルタントといった専門家との連携が考えられるが、異なる領域の専門家同士が災害発生前からチームを組んで問題解決にあたる動きを支援できると、災害発生後の復興プロセスにおいて、事前のつながりが有効に働くのではないかと考える。

・災害時の対応の習熟について、特に若者の積極的な参加策を模索してほしい。

### 施策の総合評価(今後の方向性)

・概ね適切に施策・事業が進められていると評価される。

・南部地域の高層住宅における自主防災組織での取組みの促進・支援と、帰宅困難者対策や区民への支援に係る企業との連携強化が特に重要な課題であり、既に適切に取組がなされているが、今後一層の取組強化が期待される。

### その他(改善点等)

・帰宅困難者対策については、周辺の会社や東京メトロなど、地域内の他機関における準備態勢等を把握することにより、困難者の困窮度が減少できるよう、自治体ならではの取組をしてほしい。

## 8 二次評価<<区の最終評価>>

※ 外部評価結果を反映した評価について太字で表記してあります。

・東日本大震災における災害対応を教訓として、これまで進めてきた防災対策の実効性を高め、着実な実施を図る。

・新規集合住宅への啓発活動・防災対策の整備について、地域特性を踏まえた有効な方策を引き続き検討する。

・災害時における地域救助、救護体制の確保、高齢者等災害弱者に対する具体的対応策、民間との役割分担や協働体制の検討など、区として取り組むべき課題について、平成24年度に修正された江東区地域防災計画に基づき着実に実施する。

**1 施策が目指す江東区の姿**

区民と区が連携した防犯対策により、安心して暮らせる安全なまちが実現しています。

**2 施策を実現するための取り組み**

<p>①防犯意識の醸成</p>	<p>生活安全ガイドブックの配布、地域における防犯のつどいや防犯教室、学校施設等での安全教室の開催等により、防犯に対する啓発に努め、防犯意識の高揚を図ります。</p>
<p>②地域防犯力の強化と防犯環境の整備</p>	<p>安全・安心パトロール団体への支援体制の強化や、団体間ネットワークの構築による地域防犯力の強化により、積極的な防犯活動を促進します。また、江東区パトロールカーでのパトロール活動を強化し、安全安心まちづくり推進地区への防犯カメラや防犯灯設置を推進します。さらに、メールマガジン等を活用した情報伝達方法の整備等により、犯罪の未然防止と発生時の迅速な対応を図ります。</p>

**3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)**

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> <li>区内の刑法犯認知件数は、平成19年の6,952件から平成24年の5,725件と、5年間で1,227件減少している。</li> <li>区内の犯罪発生件数の中で一番多い罪種は「自転車盗」で、発生件数全体の約3割を占めており、過去5年間、横ばいの状況が続いている。</li> <li>「振り込め詐欺」や「ひったくり」など犯罪弱者を狙った犯罪の発生は横ばいの状況である。</li> <li>新しい住民の町会・自治会への加入率が低下している。</li> <li>町会・自治会活動者の高齢化が進んでいる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>区内の刑法犯認知件数が減少から増加に転ずる恐れがある。</li> <li>高齢者人口の増加により、高齢者を狙った「振り込め詐欺」や「ひったくり」の被害が増加する恐れがある。</li> <li>新しい住民の町会・自治会への加入率の低下や町会自治会活動者の高齢化により、自主防犯パトロール活動が停滞する。</li> </ul>

**3-2 施策に関する区民要望・ニーズの変化**

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> <li>平成16年から開始した「江東区防犯パトロール団体」の登録数は、平成19年の163団体から平成24年の208団体と45団体増加するなど、区民の防犯に対する意識の向上が認められる。</li> <li>町会や商店街から防犯カメラの設置に対する補助の要望が多くなっている。</li> <li>不審者情報など子どもの安全安心に関する情報を素早く知りたいとの要望が多くなっている。</li> <li>区のパトロールカーによる区内パトロールへの要望が多くなっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防犯パトロール団体の登録数が頭打ちになり、今後はすでに登録されたパトロール団体の活動の活性化が求められる。</li> <li>安全安心まちづくり推進地区への防犯カメラの設置が促進される。</li> <li>「こうとう安全安心メール」への登録者の増加が見込まれる。</li> </ul>

**3-3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業**

<p>（この欄は空欄です）</p>
-------------------

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
125 治安が悪いと思う区民の割合	%	21.6	15.5	18.5	13.2			—	危機 管理課
126 区内刑法犯認知件数	件	6,718 (20年)	5,944	5,953	5,725			—	危機 管理課

5 施策コストの状況				
	24年度予算	24年度決算	25年度予算	26年度予算
トータルコスト	50,611千円	39,500千円	87,488千円	83,660千円
事業費	40,923千円	30,512千円	77,750千円	73,867千円
人件費	9,688千円	8,988千円	9,738千円	9,793千円

6 一次評価<< 主管部長による評価 >>
<b>(1) 施策における現状と課題</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・区内の刑法犯認知件数は、減少傾向にあるが、認知件数の3割を占める「自転車盗」の発生件数は横ばいが続いていることから、「自転車盗」の被害防止に向けた啓発等が必要となっている。</li> <li>・区民の防犯に対する意識の向上から、防犯パトロール団体の登録数も順調に増加してきたが、すでに多くの町会・PTAが登録しており、今後、登録数の増加はあまり見込まれないことから、すでに登録された団体の活動の活性化が求められている。</li> <li>・新しい区民の町会・自治会への加入率の低下や町会・自治会活動者の高齢化に伴い、「自助」「共助」による防犯活動が停滞する恐れがある。</li> <li>・生活安全ガイドブックの配付や警察との共催による「江東区防犯の集い」の開催や、区報での広報により、区民の意識の啓発を図っているが、「振り込め詐欺」や「ひったくり」など犯罪弱者を狙った犯罪がなかなか減らない現状である。</li> </ul>
<b>(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・年2回開催している「生活安全対策協議会」の中で、関係機関・部署との連携を図り、安全安心なまちづくりに向けた取り組みの方向性を決定し、実施していく。</li> <li>・防犯カメラの設置助成や関係部署による防犯灯の設置助成、美化活動により、犯罪の起こりにくい環境を整備する。</li> <li>・防犯パトロール団体間の防犯活動に対する意識の温度差を解消し、活動の活性化を図るため、「防犯パトロールリーダー研修会」を開催し、団体間の情報のネットワーク化・共有化を図るとともに、「自助」「共助」の意識の向上を図っていく。</li> <li>・「こうとう安全安心メール」の登録者数は当初の目標を大きく上回っているが、引き続き登録者数の拡大に努め、既存の啓発方法とともに、区民の意識の啓発を図っていく。</li> </ul>

7 外部評価委員会による評価
平成24年度外部評価実施済施策

8 二次評価<< 区の最終評価 >>	※ 外部評価結果を反映した評価について太字で表記してあります。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自助・共助により地域の安全安心を高めることが本施策の目的であるが、高齢化の進展や、新規集合住宅の増加に伴い、町会・自治会の加入率が低下する中、地域コミュニティによる地域防犯力の向上に対し、区がどのように関わっていくことが効果的なのか引き続き検討を進め、具体的な事業展開を図る。</li> <li>・庁内はもとより、関係機関との連携を強化し、本施策に関する様々な取り組みを体系的に明らかにする方策を検討する。</li> </ul>	

1 目指すべき江東区の姿

区、区民、NPO、ボランティア、事業者等が情報を共有しながら主体的に参画・協働することで、行政サービスの質の向上が図られるとともに、透明性と公正さを兼ね備えた行財政運営が行われています。

2 計画を実現するための取り組み

①区民参画と協働できる環境の充実	区民参画と協働に関する方針(ルール)を策定するとともに、区民同士が交流する機会や場を創出することにより、参画・協働の基盤を整えます。また、地域で活動するさまざまな団体を支援し、行政活動への参画や協働を促進します。
②積極的な情報提供・共有と透明・公正な行財政運営	公文書等のより一層の適切な管理と情報公開・個人情報保護制度の更なる充実を図るとともに、区報をはじめとする情報媒体について、区・区民双方向からの情報発信ができるものにするなど、より効率的な活用を図ります。さらに、総合評価方式の確立など、契約制度の充実を推進します。

3-1 計画に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
◆個人情報保護法改正を受けて個人情報保護条例の大幅改正を行ない、個人情報保護を厳格化した。◆平成18年度、区HP上に「広聴システム」を開発し、平成19年1月より区に寄せられた意見とその回答を公表した。◆新聞購読率(H17.5:72.7%→H22.5:62.6%)の低下により、区報等の配布方法を新聞折込から戸別配付に変更した。◆平成22年度より、外部評価を取り入れた行政評価を実施した。◆平成22年度より、市民活動団体等から区と取り組む協働事業の提案を受ける「江東区協働事業提案制度」を導入した。◆平成23年9月、「江東区コミュニティ活動支援サイトことこみゅネット」を開設した。	◆行財政改革の推進により、指定管理者制度等民間事業者による区民サービス提供の機会が増える。そのため、これまで以上に適切な個人情報保護に向けた体制構築が必要となる。◆情報媒体がさらに多様化し、信頼できる情報が求められる。◆町会・自治会、NPO・ボランティア等市民活動団体や事業者の地域における公益的活動がさらに活発化する。

3-2 計画に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
◆情報公開コーナーの設置により、区民から要望の多かった情報を提供する環境が整った。◆区に寄せられる意見・要望の件数は、平成18年度から平成23年度までで約3倍に増え、特にメールによる意見は、約4倍に増えている。	◆情報伝達技術の発達に伴い個人情報の漏えい等の事件・事故が多発高度化する。適正な管理を誤れば、行政に対する区民の信頼を損なうばかりでなく、損失に係る多額の賠償責任を負うこととなる等、一層の適切な管理運営が求められる。◆区に寄せられる意見は年々増加しており、今後も増加することが予測される。

3-3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

--

4 計画実現に関する指標		単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
127	江東区政が区民に対して開かれていないと思う区民の割合	%	14.7	14.0	14.0	13.6			0	企画課
128	区の協働事業の数		105 (20年度)	107	125	135			—	地域 振興課
129	公募による区民参加を行っている審議会・協議会等の割合	%	21.2 (20年度)	25.9	23.2	27.3			30	企画課
130	1日当たりの区ホームページアクセス件数	件	3,883 (20年度)	4,574	4,220	3,357			5,000	広報 広聴課

5 コストの状況				
	24年度予算	24年度決算	25年度予算	26年度予算
トータルコスト	540,963千円	470,711千円	516,187千円	521,938千円
事業費	351,231千円	294,110千円	348,777千円	361,177千円
人件費	189,732千円	176,601千円	167,410千円	160,761千円

6 一次評価《主管部長による評価》	
(1) 現状と課題	
<p>◆成果指標127「江東区政が区民に対して開かれていないと思う区民の割合」は、21年度以降横ばいで推移している。目標値の達成のため、各事業における情報提供方法・情報公開範囲・区民との協働の余地等を検証し、一層の協働推進施策の推進と区政の透明性の確保を図ることが必要である。◆情報提供については、東日本大震災を契機に、災害時に迅速かつ信頼できる情報提供が行える体制の構築が強く求められている。これを受け、これまでに災害時における区報の配布協力体制の構築やホームページの更新方法の変更等を行い、災害時対応の強化を図った。◆協働推進施策の推進は、多様化・複雑化する区民ニーズに対応し、更なる区民満足度の向上を図るといった観点からも強く求められており、町会・自治会、NPOやボランティア等、地域で活発に活動している市民活動団体等の柔軟で先駆的な発想や専門性を公共サービスに取り入れるしよみの浸透を図り、公共サービスの新たな担い手を育成する必要がある。市民活動団体等と区が地域の課題解決や発展に取り組む協働を推進するために、必要な環境の整備が求められている。</p>	
(2) 今後5年間の取り組みの方向性	
<p>◆請求によらない積極的な情報提供、外部監査、外部評価を取り入れた行政評価等、区民に対する説明責任を十分に果たし、区政の透明性を確保する取り組みを着実に進める。◆情報提供については、引き続き、年齢・ライフスタイル・情報機器の有無に関わらず、区民に必要な情報が伝わる仕組みづくりを検討する。◆「協働」に対する区の姿勢を明確にするため、平成22年3月に策定した「江東区における区民協働推進に関する基本的考え方」を職員の共通認識とし、全庁的な協働推進への取り組みを継続する。◆「協働事業提案制度」や江東区コミュニティ活動支援サイト「ことこみゅネット」の運用及び平成23年度から開始した協働推進中間支援組織についての検討を引き続き実施し、団体の活動の場の拡大、職員の意識改革及び地域における協働意識の醸成を図っていく。◆「江東区区民協働推進会議」において、専門家、区民等の視点を取り入れながら区の協働推進施策の検討を行っていく。</p>	

7 外部評価委員会による評価	
平成24年度外部評価実施済施策	

8 二次評価《区の最終評価》	
※ 外部評価結果を反映した評価について太字で表記してあります。	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・協働事業提案制度の検証結果もふまえ、中間支援組織を設置し、区民との協働のしよみを構築する。</li> <li>・庁内における協働の取り組みを拡大していくため、職員に対し具体性を持った協働意識の定着を図る。</li> <li>・引き続き、行政評価システムの着実な実施・活用を図るとともに、請求によらない積極的な情報提供を進め、区民に対する説明責任を十分に果たし、区政の透明性を確保する取り組みを進める。</li> </ul>	

計画の実現 に向けて	2	スリムで区民ニーズに的確に対応した行財政運営	主管部長(課)	政策経営部長(企画課)
			関係部長(課)	政策経営部長(広報広聴課、情報システム課)、総務部長(総務課、職員課、経理課、営繕課)、地域振興部長(地域振興課)、区民部長(区民課)、都市整備部長(住宅課建築課、建築調整課)、土木部長(管理課)、教育委員会事務局次長(学校施設課)、監査事務局長(監査事務局)

1 目指すべき江東区の姿
江東区を取り巻く環境が急激に変化する中でも、不断の改善により効率的な行財政運営が行われています。

2 計画を実現するための取り組み	
①施策・事業の効率性の向上と行政資源の有効活用	アウトソーシングの進捗状況についての検証を定期的に行うとともに、民間活力の積極的な活用により職員定数の適正化を図ります。また、第三者による行政評価システムの導入、指定管理者制度の検証と活用、PFI等の民間開放手法の検討などを進めます。さらに、新公会計制度の活用など、多様な経営管理手法の検討と活用を図るとともに、庁舎等の適切な改修等を行います。
②状況変化に柔軟かつ迅速に対応する組織体制の確立	さまざまな行政需要に対応できるよう、常に組織体制の改善を図るとともに、横断的な連携・協力体制が図れる組織を確立します。
③政策形成能力を備えた職員の育成	職員による自主的な調査・研究の促進や、職員の国及び他団体への長期派遣、大学や民間企業等への派遣を実施します。また、プレゼンテーション能力やマネジメント能力に資する研修を充実させます。

3-1 計画に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)	
5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
◆長期基本計画及びアウトソーシング基本方針にもとづく定員管理・民間委託の推進等についての取り組みを、国の集中改革プランに対応するものとして進めてきた(平成17年度～平成21年度)。◆平成18年4月より公共施設の管理運営手法として指定管理者制度を本格的に導入した。◆平成23年10月に定員適正化計画を含む「江東区行財政改革計画」を策定した。◆平成22年度に、外部評価を取り入れた行政評価システムを導入した。	◆定員適正化、民間活力の活用等の、より一層の推進が求められる。◆指定管理者制度導入施設の更新にあたり、優良な指定管理者を選定するための選定方法の確立が必要になってくる。
3-2 計画に関する区民要望・ニーズの変化	
5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
◆南部地域を中心とする急激な人口増加を受けて、区民ニーズは多種多様なものとなっている。	◆南部地域を中心とする人口の流入傾向は継続すると予測され、多様化する区民ニーズに適切に応えるため、効率的な行政運営や職員の資質向上が求められる。
3-3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業	
◆職員公務災害補償事業は、地方公務員災害補償法・地方公務員災害補償基金等に基づき実施するため区の権限が限定的である。◆住民記録事業、公的個人認証サービス事業、住民基本台帳ネットワーク事業は、住民基本台帳法に基づき実施するため区の権限が限定的である。◆印鑑登録事業は、印鑑登録に関する自治省通知に基づく自治事務であり、実質的に区の権限が限定的である。◆戸籍管理事業は、戸籍法・戸籍法施行規則等に基づき実施するため区の権限が限定的である。◆基幹統計調査事業は、統計法に基づき各種統計調査を実施するものであるため、区の権限が限定的である。◆公共建設統計調査事業は、統計法・建設工事統計調査規則等に基づき実施するため、区の権限が限定的である。◆建築確認・指導等実施事業は、建築基準法・都建築安全条例等に基づき建築確認事務等を実施するものであるため、区の権限が限定的である。	

4 計画実現に関する指標		単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
131	外部評価によって改善に取り組んだ事業数（累計）		—	23	38	65			—	企画課
132	指定管理者制度導入施設数	施設	98	116	116	117	118		—	企画課
133	職員数	人	2,952	2,899	2,847	2,814	2,780		—	企画課
134	職員の対応が悪いと思う区民の割合	%	13.4	12.6	13.1	14.0			0	企画課

5 コストの状況				
	24年度予算	24年度決算	25年度予算	26年度予算
トータルコスト	9,896,661千円	10,012,297千円	8,602,254千円	15,988,818千円
事業費	6,322,705千円	6,680,601千円	5,042,498千円	12,485,303千円
人件費	3,573,956千円	3,331,696千円	3,559,756千円	3,503,515千円

6 一次評価《主管部長による評価》
(1) 現状と課題
<p>◆平成22年度に導入した外部評価を取り入れた行政評価により、25年度までに全ての施策が2回ずつ外部評価を受けることとなる。◆職員の定員数は、平成20年度2,956人から平成25年度2,780人と、176人の減となった。◆指定管理者制度は導入から7年が経過し、制度の安定運用が求められている。◆区民ニーズに的確に応える、実行力のある区政運営を目指し、平成23年10月に「江東区行財政改革計画」を策定した。◆区南部地域の拠点となり、地域住民の利便性を高める施設として（仮称）シビックセンターの整備を進めており、昨年度、市街地再開発事業の施行認可を受け、工事に着手した。（仮称）シビックセンターで実施する手続き、サービス等について、庁内で調整を進めている。◆区庁舎は、平成21年度に実施した耐震診断の結果、耐震強度が不足しており、地震等の発災時に大きな損傷を受け公共施設としての機能を有しなくなる恐れがあることが判明した。これを受け、地震等の発災時に行政拠点としての機能を担保するため、平成23年度に免震工法による耐震改修工事に着手し、平成25年3月に竣工した。◆人材育成基本方針に基づき、職場における人材育成の活発化を図るためOJTを推進している。</p>
(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性
<p>◆26年度は外部評価委員会を休止し、外部評価を含む行政評価システムについて検証し、必要な見直しを図る。27年度から始まる長期計画（後期）期間において、検証結果を踏まえ行政評価を実施し、引き続き既存の取り組みについての改善、整理、見直しを図る。◆職員の定員数について、今後も、新たな行政需要に対応しつつ、定数の適正化に努める。◆指定管理者制度について、引き続き制度の円滑な運用に努める。◆「江東区行財政改革計画」に掲げた民間委託の推進、定員の適正化や歳入の確保のほか、業務改善によるサービス向上の着実な推進に取り組み、計画の着実な実行に努める。◆（仮称）シビックセンターは、市街地再開発事業を活用している。今後、同事業内で消防署及び事務所・商業ビルの建設が始まるので、これらの工事と調整を図りながら整備を進めていく。南部地域の人口増に対応し、住民サービスの向上を図るよう、庁内で連携しながらよりよい施設を目指す。◆基幹系システムの再構築が完了したため、全庁的なシステムの安定運用を推進する。</p>

<b>7 外部評価委員会による評価</b>
<b>施策・事業の効率性の向上と行政資源の有効活用</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・行財政改革計画などによって、肥大化する行政需要に伴う支出の増加を抑制するための方策を講じ、経常収支比率の上昇を防いでいることは評価できるが、本項目に対応する指標として実質的に有効な指標は131、133しかなく、成果を客観的に把握できない。また、指定管理者制度については、適切な業者を選択するために多大なコストがかかる上に、事業遂行中も監視コストが相当にかかるため、本当に効率化につながっているのかは判断困難である。この点は、外部の専門家による評価を求める必要がある。</li> </ul>
<b>状況変化に柔軟かつ迅速に対応する組織体制の確立</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・本項目に直接対応する取組みは南部地域の人口増に対応した(仮称)シビックセンターでの手続き、サービス提供、震災に対応した危機管理体制の強化のみであり、この限りでは、計画を実現するための取組みがなされていることになる。しかし、例えば少子高齢化といった社会状況の大きな変化がある場合、これに「柔軟かつ迅速」に対応できる組織が確立できるものなのか、非常に難しい。この取組みの具体的な意義を再定義することが必要なのではないだろうか。</li> </ul>
<b>政策形成能力を備えた職員の育成</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・人材育成の基本方針を確立し、計画的に人材育成に取り組んでいる点は評価できるが、ヒアリングの中で、すべての職員が政策形成能力を備えていなければならないというわけではないとの回答があり、その一方で、全体としてはその能力を備えておきたいという回答があった。このことを踏まえると、どのような能力を、どのような水準で有する人材を、どのような量または比率で育成・確保するかといった具体的な目標がなく、育成の進捗管理がしっかりなされているか疑問がある。</li> </ul>
<b>施策の総合評価(今後の方向性)</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・取組の内容は概ね妥当と思われるが、長期計画の指標以外に、個別計画や方針の成果を現す客観的な指標が把握されていないため、計画的な取組みの進捗管理や成果の評価が困難な状況にある。今後は、取組の継続とともに、このような情報(例:行財政改革計画の成果により歳出がどれぐらいの規模で削減されたか)を整備し、公表していくことが必要である。</li> <li>・行政にとってアウトソーシングを進めるというのはそれなりに覚悟を伴う大改革である。その方針は揺るぎないものであるべきだが、あくまでも職員の現状を前提として進めるという部分を残している点はダブルスタンダードの状態にあると批判せざるをえない。</li> <li>・各種方策によって支出の肥大化を抑制していることは高く評価できる。今後は、行政が対応すべき領域と役割をさらに限定していく方向での抜本的議論(元来の「事業仕分け」)が必要である。その議論があってはじめて、必要とされる人材のあり方も見えてくるはずである。</li> </ul>
<b>その他(改善点等)</b>
特になし

<b>8 二次評価&lt;&lt;区の最終評価&gt;&gt;</b>	※ 外部評価結果を反映した評価について太字で表記してあります。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員定数適正化を着実に推進するとともに、業務の効率化・アウトソーシングを進め、スリムな行政組織を目指す。</li> <li>・外部への透明性を確保しつつ、引き続き指定管理者制度の活用や民間委託を推進する。</li> <li>・(仮称)シビックセンターの整備については、引き続き関係機関等と緊密に連携し、地域住民のサービス向上に資するよう整備を進める。</li> <li>・人材育成基本方針に基づく取組みを着実に実施する。</li> </ul>	